

大気汚染防止法の届出案内

揮発性有機化合物（VOC）排出施設

届出窓口：仙台市環境局環境部環境対策課大気係
仙台市役所二日町第二仮庁舎 5 階
（MS ビル二日町）
青葉区二日町 6－1 2
直通電話：022-214-8222

（令和 7 年 3 月）

目 次

1. 届出について

(1) 届出を必要とする地域	2
(2) 届出を必要とする施設	2
(3) 設置届	5
(4) 使用届（経過措置）	5
(5) 構造等の変更届	5
(6) 氏名等の変更届	5
(7) 使用廃止届	5
(8) 承継届	6
(9) 届出先	6
(10) 添付資料	6

2. VOC濃度の排出基準および自主規制

(1) 排出基準について	6
(2) 自主測定について	6
(3) VOC濃度の測定方法	6

揮発性有機化合物排出施設設置等届出書の記入要領	7
-------------------------	---

記載例	8
-----	---

揮発性有機化合物をVOCと記載しています。

1. 届出について

(1)届出を必要とする地域

仙台市内全域

(2)届出を必要とする施設（施行令別表第一の二）

項	施設の種類	規 模		排出基準
1	VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの		600ppmC
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
			その他のもの	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
			その他のもの	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの		1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの		1,400ppmC
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの		400ppmC
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの		700ppmC
8	工業の用に供するVOCによる洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供したVOCを蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設においてVOCが空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの		400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000キロリットル以上のもの		60,000ppmC 既存は、2,000kl以上のものについて適用

注）「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注）「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれます。

注）「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものをいいます。

注）「ppmC」とは、炭素換算の容量比百万分率である。「ppm」にその物質の炭素数を乗じて算出します。

◎該当判断にあたっての留意事項

共通 VOCである溶剤を含有しない塗料、インキ、洗浄剤など（使用時にVOC含有率1%以下のもの）のみを使用することが明らかな施設は、対象外となる。なお、一般的に「水性塗料」、「水性インキ」は、VOCを含有しているので、留意が必要である。

施設の範囲は、独立の単位として認められるもので1施設となる。構造的に一体となっている施設は全体として1施設とする。たとえば、塗装施設は、塗装ブースごとに1施設とみなす。

1施設に複数の送風機がある場合は、その能力を合算する。「送風機」とは、施設の外から中へ空気を流す機械装置をいい、施設内循環のみを目的とする機械装置は、「送風機」と見なさない。

送風（排風）機の送風（排風）能力とは、外形的な確認が可能な定格能力のことをいう。

1 項 「化学製品」とは、化学反応により製造される製品で、加圧・加熱等のみにより製造される製品は含まれない。

VOCを溶剤として使用する施設のみ対象で、原材料としてのみ使用する施設は、対象外となる。

VOC以外の物質のみを蒸発させるための乾燥施設は、対象外となる。

2 項 VOCである溶剤を含有しない塗料としては、粉体塗料、紫外線硬化型塗料及び電子線硬化型塗料が、該当することが多い。

原動機付自転車は、「自動車」に該当しない。また、自動車部品のための製造は、「自動車の製造」に該当しない。

3 項 吹付塗装に係る乾燥施設を対象外としたため、コーター塗装及び浸せき塗装等に係る乾燥施設が規制対象となる。

「電着塗装」とは、導電性のある物体を水に分散した塗料の中に入れ、物体と他の金属体とが両極になるようにして電流を通して塗着させる塗り方である。浸せき塗装であっても電着塗装に係る乾燥施設は、VOC排出量が極めて少なく、かつ専用の塗装装置を用いるため外形的な確認が可能であることから、規制対象施設から除外した。

4 項 印刷回路用銅張積層板の製造工程は、ワニスの塗布工程と銅箔の接着工程とに区分できるが、このうち、ワニスを塗布した後の、当該ワニスに溶剤として含まれるVOCを蒸発させるための乾燥施設が対象となる。

紙、布、プラスチックフィルム等に粘着剤又ははく離剤を塗布した後の、当該粘着剤又ははく離剤に溶剤として含まれるVOCを蒸発させるための乾燥施設が対象となる。

包装材料（合成樹脂を積層するものに限る）は、プラスチックフィルムに印刷したものを基材とし、ポリエチレン等の樹脂フィルム等を積層する「ポリエチレンラミネート製品」と呼ばれるものが一般的である。「ポリエチレンラミネート製品」は、さらに「ドライラミネート製品」と「押出ラミネート製品」とに分類されるが、いずれに係るものも対象となる。スナック菓子、レトルト食品、詰め替え用洗剤等の包装に使用されている。

5 項 「接着」には、接着剤により行うものの他、以下の業務についても含む。

①染色整理業における以下の業務（コンバーティング）

- ・ラミネート（布地とフィルムとを接着剤で貼り合わせること）
- ・コーティング（布地の表面に樹脂を塗布すること）
- ・ボンディング（樹脂材料の両面に布地を貼り付けること）
- ・ディップ（含浸。布地に樹脂を染み込ませること）

②ゴム引き（ゴム糊を布等に被覆又は含浸すること）

6 項 VOCを含有しないインキとしては、紫外線硬化型インキ及び電子線硬化型インキが該当することが多い。

枚葉式のオフセット輪転印刷のうち、紙に印刷するものについては、一般に乾燥施設がないので規制対象にならないが、金属に印刷するものについては、乾燥施設があるので対象になり得る。

7 項 軟包装グラビアによる印刷物を基材として、4 項に規定する「包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）」を製造することが多い。したがって、同一の工場内に、本項の施設と「包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）」の製造に係る接着の用に供する乾燥施設」とが両方設置されている場合がある。

8 項 工業製品そのものを洗浄するのみならず、当該工業製品を製造するために使用した器具を洗浄するものも含まれる。

洗浄施設としては、工業用のものに限定されており、クリーニング業において用いる洗浄施設は規制対象とならない。

9 項 密閉式のタンクには、非常時にタンク内の圧力を抜く目的で安全弁を設けているものも含まれる。

高揮発性のVOCとしては、石油類のうち、ガソリン、原油及びナフサの貯蔵タンクは規制対象となり、重油、軽油、灯油及びジェット燃料の貯蔵タンクは規制対象外となる。また、高揮発性VOCに該当する単一物質（ベンゼン等）の貯蔵タンクも対象となる。原油については、高揮発性VOCに該当しないものも存在するので、その旨を、届出者が当該原油の蒸気圧を測定して立証すれば、対象物質にならない。

※適用除外等

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物及び鉱山保安法に該当する施設については、設置等の届出の規定が適用除外になりますので、関東東北産業保安監督部東北支部に届出をしてください。

詳しくは、関東東北産業保安監督部東北支部(022-263-1111(代表))にお問合せ下さい。

なお、改善命令等及び緊急時の措置については、適用除外になりません。

(3)設置届

- ・VOC排出施設を設置する場合には事前（工事着工 60 日前まで）に届出が必要です。
- ・届出書が受理された日から 60 日間の実施の制限（その届出が受理された日から 60 日後でなければ、設置してはいけません。）を受けます。但し、届出の内容が法に適合すると認めるときには、実施制限期間を短縮することができます。
- ・届出書類は、施設の種類ごとに正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・内容審査後に副 1 部をお返しします。

様式第 2 + 別紙 1 + 別紙 2 + 添付資料

(4)使用届出[経過措置]

- ・法改正などにより新たに届出を必要とする施設が指定された際現にその施設を使用している場合には、30 日以内に届出が必要です。
- ・届出書類は、施設の種類ごとに正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・内容審査後に副 1 部をお返しします。

様式第 2 + 別紙 1 + 別紙 2 + 添付資料

(5)構造等の変更届

- ・届出されたVOC排出施設の構造、使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法について変更しようとするときは着工 60 日前に届出が必要です。
- ・届出書が受理された日から 60 日間の実施の制限（その届出が受理された日から 60 日後でなければ、設置してはいけません。）を受けます。但し、届出の内容が法に適合すると認めるときには、実施制限期間を短縮することができます。
- ・届出書類は、施設の種類ごとに正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・内容審査後副 1 部をお返しします。

様式第 2 + 別紙 1 + 別紙 2 + 添付資料

(6)氏名等の変更届

- ・届出されたVOC排出施設について、届出者・事業所の名称や住所に変更があったときはその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第 4

(7)使用廃止届

- ・届出されたVOC排出施設の使用を廃止したときはその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第 5

(8) 承継届

- ・届出されたVOC排出施設を譲り受け、又は借り受けた者はその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第 6

(9) 届出先 ⇒ 仙台市環境局環境部環境対策課大気係

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 5 階

電話： 022-214-8222 (直通)

メール：kan007120@city.sendai.jp

(10) 添付資料

- ① VOC 排出及び処理の方法、計算書
- ② VOC の排出及び処理に係る操業の系統の概要
- ③ 事業場への案内図、事業場平面図、施設の位置図、地面から排出口までの高さがわかる図面等
(図面には、排出ガス測定口の位置、測定口径、測定口位置での導管径等を記入すること。)
- ④ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

※ VOC 排出ガスの測定口

- ・測定口は、測定作業のしやすい直管部分に設置する。
- ・口径φ100mm 程度
- ・施設 1 台ごとに 1 ヶ所ずつ設置する。

※ 排出口の高さ

VOC の排出が、周囲の生活環境を損なわないように排出口の高さや方向、処理の方法を工夫する。

2. VOC 濃度の排出基準および自主測定

(1) 排出基準について

1. (2) の表を参照。

ただし、既存施設（平成 18 年 4 月 1 日時点）は、平成 22 年 4 月 1 日から適用されます。

(2) 自主測定について

VOC 排出者は、大気汚染防止法第 17 条の 12 に基づき、年 1 回以上、VOC 濃度の測定を行い、その結果を定められた様式に従って記録して、3 年間保存する義務があります。ただし、1 年を通して休止し、VOC を大気中に排出していない VOC 排出施設については、VOC 濃度の測定はありません。VOC 濃度の測定の依頼についてはタウンページの「環境計量証明」等に記載されている機関

にお問い合わせください。

(3) VOC 濃度の測定方法

環境省告示（平成 17 年 6 月 10 日）により、測定方法が定められています。

⇒ 排出ガス中の気体の VOC 濃度から除外物質の濃度を差し引く方法

揮発性有機化合物排出施設設置等届出書

(大気汚染防止法に基づく届出)

1. 別紙1 (揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法)

別紙1、別紙2には、1枚の用紙に2施設分の記入ができます。3施設以上の場合はその枚数を増やしてください。

(1) 設置年月日

使用届の場合は、排出施設の設置年月日を記入する。設置届、変更届の場合は斜線を引いてください。

(2) 着手予定年月日、使用開始予定年月日

設置、変更の届出の場合のみ記入する。使用届の場合には斜線を引いてください。

(3) 排出ガス量

湿りガスであって、最大のものを記載する。

(4) VOC濃度

湿りガス中の濃度とする。

(5) 別紙2の処理するばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号

別紙1と同一の施設番号を別紙1と同一順序で記入し、VOC排出施設と処理施設の関係を明示する。

様式第 2

揮発性有機化合物排出施設設置 (使用、変更) 届出書

仙台市長 殿

該当するものを○で囲んで下さい
(既設施設の届出の場合は使用届)

年 月 日

住所 ○○県○○市○○二丁目 3-4
届出者 氏名又は名称 ○○印刷株式会社
代表者 代表取締役 ○○ ○○

大気汚染防止法第17条の4第1項(第17条の5第1項、第17条の6第1項)の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇印刷㈱ 仙台工場	※整理番号	施行令別表 1－2 の項 番号及び種類を記載	
工場又は事業場の所在地	仙台市〇〇区〇〇三丁目 4－5	※受理年月日	年	月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	6 項 印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	※施設番号		
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙 1 のとおり。	※審査結果		
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙 2 のとおり。	※備 考		

- 備考
- 1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		オフセット輪転印刷機 1号乾燥装置	オフセット輪転印刷機 2号乾燥装置
名 称 及 び 型 式		オフリン用脱臭ドライヤー A B 1 0	オフリン用ドライヤー M C O S 5
設 置 年 月 日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	送風機の送風能力 (m ³ /h)	4 3, 8 0 0	6 6, 0 0 0
	排風機の排風能力 (m ³ /h)	8, 1 0 0	1 0, 2 0 0
	揮発性有機化合物が空気に 接する面の面積 (m ²)		
	容 量 (kL)		
1日の使用時間及び月使用日数等		8時～ 24時 16時間/日 25日/月	8時～ 24時 16時間/日 25日/月
排 出 ガ ス 量 (m ³ /h)		4, 2 0 0	5, 1 0 0
使用する主な揮発性有機化合物の 種類		ケロシン類	軽油成分
揮発性有機化合物濃度 (容量比 p p m (炭素換算))		2 0 0	2 0 0
参 考 事 項		2号乾燥装置は大豆油インク使用	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における量に換算した
ものとする
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の
状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法(排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。)等を記載すること。

揮 発 性 有 機 化 合 物 の 処 理 の 方 法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号脱臭装置	
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号		オフセット輪転印刷機 1号乾燥装置	
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式		触媒酸化式脱臭装置 S B D 1 1 2	
設 置 年 月 日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処理能力	排 出 ガ ス 量 (m ³ /h)		4, 2 0 0
	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm(炭素換算))	処理前	5, 0 0 0
		処理後	2 0 0
	処 理 効 率 (%)		9 6 . 0

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。